

## 山梨大学山土梨会埼玉支部会則

- (名称) 1. 本会は、山梨大学山土梨会埼玉支部(略称:山土梨会埼玉支部)と称する。
- (目的) 2. 本会は、本部との連携を図り会員相互の親睦と併せて情報を交換し、会員の発展に資することを目的とする。
- (事務局) 3. 事務局は埼玉県内に置くものとする。
- (会員) 4. 本会は次の各号に該当する者をもって組織する。

### 正会員

- (1) 山梨高等工業学校土木工学科を卒業した者
- (2) 山梨工業専門学校土木科又は土木専修科を卒業した者
- (3) 山梨大学工学部土木工学科、環境整備工学科、土木環境工学科を卒業した者
- (4) 山梨大学大学院土木環境工学系を修了した者

で埼玉県内に勤務若しくは在住する者、及び県外勤務・在住でも本人が希望し幹事会が承認した者

### 特別会員

(1) 山梨高等工業学校、山梨工業専門学校、及び山梨大学工学部の土木工学科、土木科、土木専修科、環境整備工学科及び土木環境工学科及び山梨大学大学院土木環境系専攻の教員又は教員であった者で埼玉県に居住し本会の目的に賛同する者で幹事会の承認を得た者

(2) 本会の趣旨に賛同し幹事会の承認を得た者

- (役員) 5. 本会は、次の幹事を置いて運営する。なお、幹事は会員の中から任意に選出する。  
支部長1名、副支部長2名、幹事長1名、幹事10名以上、
6. 本会は、幹事の中から支部長、副支部長、幹事長を選出する。
7. 幹事会は必要に応じ適時開催する。
- (顧問) 8. 幹事会の推薦により顧問を置くことができる。
- (会の開催) 9. 本会は原則として年1回の総会を開催する。
- (会費) 10. 本会の運営費用は下記の会費、寄付等の収入を以って、これに充てるものとする。  
年会費: 1000円(正会員、特別会員共)
- (会計) 11. 本会の会計は事務局に置き、必要に応じ会計報告を行うものとする。
12. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終了するものとする。
- (名簿等) 13. 本会はその目的を遂行するため会員名簿を作成し、配布するものとする。

- (附則) 14. この会則は平成17年10月17日より適用する。  
この会則は平成20年 8月 7日に改定した。  
この会則は平成21年10月26日に改定した。(アンダーライン)